家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、家庭ごみ収集カレンダー(以下「ごみカレンダー」という。)の広告掲載に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 ごみカレンダーに掲載する広告について、新潟市広告掲載要綱第3条の各号及び新潟市 広告掲載基準第5条の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(広告掲載対象事業者)

- 第3条 広告掲載対象事業者は、新潟市内の事業者で市長が必要と認める事業者とする。ただし、 新潟市広告掲載基準第4条の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は掲載しない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載対象事業者にすることができない。
 - (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(広告の掲載位置及び規格)

- 第4条 ごみカレンダーの広告掲載位置は、表・裏の下1段とする。また、各事業者の広告欄の 大きさは約4.5cm×約8.5cmとする。
- 2 新潟市ホームページに掲載するごみカレンダーには広告を掲載しない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集及び申し込み)

- 第6条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広告媒体その他の方法で行うものとする。
- 2 広告掲載希望者は、家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書(別記様式第1号)を、指定する期間内に、市長へ提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 掲載は、申し込み者の中から別表の区分ごとに抽選し、決定する。ただし、申し込み数

が募集枠数を下回った場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、家庭ごみ収集カレンダー広告掲載(不 掲載)決定通知書(別記様式第2号)により、広告掲載希望者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により不掲載の決定を受けた者が、次回の募集時に掲載の申し込みをした場合、 優先して掲載を決定することができる。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載 内容及び条件等を遵守する旨の承諾書(別記様式第3号)を提出するものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに指定する場所に提出しなければならない。

(広告掲載料の納期限)

第10条 広告掲載料の納期限は、市長が指定する日とし、納入通知書発行日から30日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

- 第11条 第7条第2項の規定により広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (3) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負う ものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行なっ

てはならない。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において 解決しなければならない。
- 4 広告主は、第7条第2項の規定により決定を受けたごみカレンダーへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所で行なうものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年11月11日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

別表(第5条、第7条関係)

区分	対象範囲	対象となる カレンダーコード	広告料 (1枠)
A (新潟·黒埼地区)	北区(豊栄地区を除く)・東区・中央区・江南区・西区(四ツ郷屋地区を除く)	1-1~24-2 黒埼1~2	150,000円
B (豊栄地区)	北区(豊栄地区)	豊栄1~6	75,000 円
C (秋葉地区)	秋葉区(小須戸地区を除く)	秋葉1~16	75,000 円
D (白根広域)	秋葉区(小須戸地区)·南区· 西蒲区(中之口地区)	新飯田·庄瀬、大郷·鷲巻·臼 井、大通、茨曽根·小林、白根 (旧国道8号西)、根岸、白根 (旧国道8号東)、味方、月潟、 中之口、小須戸1~2	75,000 円
E (巻広域)	西区(四ツ郷屋地区)・西蒲区(中之口地区を除く)	岩室1~2、西川、潟東1~2、 巻1~2、四ツ郷屋	75,000 円

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書

(あて先) 新潟市長

広告掲載希望者住 所(所在地)法人名(名称)代表者職氏名連絡先(TEL)(FAX)(Eメール)

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1	業種			
2	広告の内容			
3	掲載希望区分	□ A (新潟・黒埼地区) □ B (豊栄地区) □ C (秋葉地区) □ D (白根広域) □ E (巻広域)		
	※複数掲載希望がある場合は、全て記入(☑)してください			
	複数グループで掲載が決定した場合、キャンセルをしないようにお願いします。			
4	確認事項 ※同意の場合は ☑		私(当法人・当団体)は暴力団員又は暴力団と関係を有してい	
			ません (自らが暴力団員でないことを含む)。また、必要に応じて	
			市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	
			私(当法人・当団体)は新潟市内に本社や営業所などを有して	
			います。	
			申し込みにあたっては、新潟市広告掲載要綱、新潟市広告掲載	
			基準、家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領に定める事項を	
			承諾、順守します。	

※連絡先や広告掲載料払込通知書の送付先が広告掲載希望者と異なる場合は、下記に記入してください。

住 所 (所在地)

法人名 (名称)

担当者氏名

連絡先 (TEL)

(FAX)

(E メール)

 新
 第
 号

 年
 月
 日

様

新潟市長

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載(不掲載)決定通知書

申し込みのあった広告掲載について、次のとおり掲載(不掲載)することに決定しましたので 通知します。

記

- 1 掲載(不掲載)理由
- 2 掲載媒体(掲載年度)
- 3 広告掲載料
- 4 納入期限日
- 5 承諾書の提出期限
- ※広告原稿の提出も承諾書と一緒にお願いします。
- 6 提出・問い合わせ先

承諾書

(あて先) 新潟市長

広告主 住 所 (所在地) 法人名 (名称) 代表者職氏名 連絡先 (TEL) (FAX)

家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

- 1 広告の内容及び条件
- 2 その他

新潟市広告掲載要綱、新潟市広告掲載基準、家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領を遵守し、広告の内容については、新潟市の指示に従います。

※問い合わせ先が広告掲載者と異なる場合は、下記に記入してください。

住 所 (所在地)

法人名 (名称)

担当者氏名

連絡先 (TEL)

(FAX)

(E メール)